

枚方市教育委員会  
協議会会議録

令和4年（2022年）8月23日

枚方市教育委員会



第8回 枚方市教育委員会協議会 会議録						
開会	令和4年8月23日午前10時41分		閉会	令和4年8月23日午前11時50分		
案 件						
1	「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プラン（案）について					
2	待機児童対策について					
3	今後の枚方市の支援教育について					
4	総合型放課後事業実施に向けた今後の取り組みについて					
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋	構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝	
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子	
	教 育 委 員	橋野 陽子				
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠	説 明 員	放課後子ども課長	交久瀬 有里	
	総 合 教 育 部 長	新内 昌子		児童生徒支援課長	齋藤 博	
	学 校 教 育 部 長	位田 真由子		教 職 員 課 長	高山 和子	
	子 ども 未 来 部 長	横尾 佳子		教 育 研 修 課	倉田 仁司	
	総 合 教 育 部 次 長	大西 佳則		教 育 指 導 課 長	井手内 太吾	
	総 合 教 育 部 次 長 (新しい学校づくり担当) 兼 学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長	高橋 孝之		子 ども 青 少 年 政 策 課 長	小篠 俊文	
	子 ども 未 来 部 次 長	田中 祐子		公 立 保 育 幼 稚 園 課 長	中道 直岐	
	教 育 支 援 室 長 兼 総 合 教 育 部 副 参 事	木村 聡				
	子 育 て 支 援 室 長	松下 秀人		記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理	高松 健大
	教 育 政 策 課 長	山下 恵一		傍聴の人数		12人



○尾川教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いいたします。小篠子ども青少年政策課長。

○小篠子ども青少年政策課長 それでは、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプランにおける後期プラン（案）について」、ご説明いたします。

協議会資料の1ページ、まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございます。

本市では、現在、待機児童対策などの子育て施策を推進しているところですが、将来的には教育・保育需要が減少することも見据え、公立施設の維持運営が厳しくなっても、安心して教育・保育を受けることができる環境づくりを進めるため、平成30年11月に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における令和6年度から令和10年度までの後期プランの策定に取り組んでおります。後期プランの策定にあたっては、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」で審議を重ねていただきました。このほど、答申をいただき、パブリックコメント及び市民説明会を実施しましたので、その結果とご意見等を踏まえ修正した後期プラン（案）を報告するものでございます。

次に、2ページにまいりまして、「2. 内容」でございます。

「(1) パブリックコメント」につきましては、令和4年6月23日から7月12日までの間、②に記載の方法により実施し、意見提出者は35人でした。いただいたご意見の要旨と、それらに対する市の考え方は、協議会資料5ページの資料1にまとめてございます。

次に、「(2) 市民説明会」につきましては、令和4年6月30日から7月3日にかけて、4か所で開催し、参加者は26人でした。その際いただいたご意見の要旨につきましても、先のパブリックコメントと同様、協議会資料5ページの資料1にまとめてございます。

「(3) 後期プラン（案）」につきましては、別紙1として添付してございますが、5月の教育委員会協議会において、審議会で審議途中の段階での案をご報告させていただき、審議会からいただきました答申を改めてご報告させていただいた後に、パブリックコメント等を実施させていただいたことから、誠に勝手ながら、時間の都合上、パブリックコメント及び市民説明会での意見を踏まえ、答申の内容から加筆・修正した箇所を主に説明させていただきます。

恐れ入りますが、別紙1のプラン（案）をご覧ください。

まず、10ページをご覧ください。

「公立小規模保育事業実施施設の施設状況」の「現状・課題等」の欄に、「適正化法による処分制限期間が経過」という一文がございますが、わかりにくいとのご意見を踏まえまして、網掛けのとおり説明を追記してございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

「公立保育所の民営化」に対する評価について、民営化の良い面しか記載されていないとのご意見を踏まえまして、網掛け部分を追記しております。

続きまして、16ページをご覧ください。

もともと記載しておりました「在宅育児の支援サービス」とは何なのかというご意見を踏まえまして、網掛け部分を追記してございます。

協議会資料の8ページに、資料2として、「後期プラン（案）概要版」を添付しておりますが、概要版で修正した箇所はございません。

恐れ入りますが、協議会資料の3ページにお戻りいただき、「3. 実施時期(予定)」でござい  
ますが、本日の教育委員会協議会及び8月26日開催の教育子育て委員協議会で後期プラン  
(案)の説明を行い、9月中に策定・公表の運びとなります。

「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、及び次のページの「5. 関係法令・条例等」  
につきましては、記載のとおりでございます。「6. その他」に、添付資料を列記しておりま  
す。本件についての説明は以上でございます。

○尾川教育長 この件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

○尾川教育長 続きまして、案件2について説明をお願いいたします。中道公立保育幼稚園課長。

○中道公立保育幼稚園課長 それでは、9ページをご覧ください。「待機児童対策について」でご  
ざいます。「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、本市では、公立幼稚園6園の  
うち4園におきまして、敷地内で1・2歳児の保育を行う小規模保育事業を実施し「枚方版子  
ども園」として運営しております。そのうちの2園(枚方・田口山幼稚園)において、待機児童  
対策の一環として幼稚園給食をモデル実施しており、令和4年10月からは、残る2園(蹠  
高陵幼稚園)を含む4園すべての枚方版子ども園における幼稚園給食の本格実施に向けて取り  
組んでいるところでございます。

このような状況の中、公立幼稚園を利用される全ての保護者に対して「幼稚園給食のあり方  
に関するアンケート」を実施したところ、約9割の方が給食を望んでおられることが分かりま  
した。

つきましては、給食に係るニーズや保護者の負担軽減を図る観点、また、教育時間の前後に  
預かり保育を実施することにより保育所と同時間の開園をしている公立幼稚園におきましても  
給食を実施することにより、より保育ニーズにも対応できることから、香里幼稚園、樟葉幼  
稚園の2園におきましても、令和5年10月から幼稚園給食を実施するものでございます。

また、今年度当初において4年ぶりに国定義の待機児童が北部エリアにおいて9人発生した  
ことから、その他の対策にあわせまして当面の間、樟葉幼稚園の3歳児定員を25名から30名  
に変更し、就学前児童の多様なニーズに対応するものでございます。

「2. 内容」(1)実施手法でございますが、根強くお弁当を望まれる方、調理能力で食  
数に制限があることから、①35食を上限とした給食を「選択制」にて実施します。②公立保  
育所、又は公立臨時保育室で調理した給食を、公立幼稚園に搬送いたします。③給食を蓋付  
きランチプレートに入れて提供いたします。次ページに移りまして、④希望は1か月単位と  
いたしまして、3季休業期間中においても実施いたします。⑤アレルギー対応につきましても  
公立保育所と同様に、除去可能な品目に制限を設けず、2か月毎に保護者、担任、調理員、  
看護師及び園長を交えたアレルギー懇談を実施いたします。(2)スケジュールでは、これま  
での経過と、香里幼稚園、樟葉幼稚園の今後のスケジュールをお示ししています。

次ページに移りまして、(3)利用料につきましては、幼稚園給食も公立保育所と同内容  
で実施することから、公立保育所における実費負担額を踏まえまして、1か月につき4,500円  
を徴収するものでございます。(4)樟葉幼稚園定員変更につきましては、【現状】と【対応  
後(R5年4月)】は3歳児の定員を25人から30人にいたしまして、合計100人とするもので

ございます。

次ページ「3. 総合計画等における根拠・位置付け」及び「4. 関係法令・条例等」につきましては記載のとおりでございます。

次ページ「5. 事業費・財源及びコスト」につきましては、9月補正予算にて290万円を要求するものでございます。アスベスト検査料含む実施設計委託料290万円でございます。今後予測されるコストにつきましては、令和5年度当初予算において、工事請負費、庁用器具費、消耗品費、人件費、賄材料費それぞれ合計いたしまして、3,723万8千円を予定しております。説明につきましては、以上でございます。ありがとうございます。

- 尾川教育長 この件についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。橋野委員。
- 橋野委員 幼稚園給食のあり方に関するアンケートで、約9割の方が、給食を望んでおられませぬ。実施手法では35食を上限とした選択制となっています。事情はあると思いますが、保護者のニーズに寄り添った対応を今後もよろしく願います。
- 尾川教育長 その他いかがでしょうか。それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件3について説明をお願いします。齋藤児童生徒支援課長。

- 齋藤児童生徒支援課長 「今後の枚方市の支援教育について」ご説明いたします。

協議会資料16ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、(1)今後の枚方市の支援教育につきましては、本市では、これまで、障害の有無にかかわらず、「ともに学び、ともに育つ」支援教育の充実に努めてきました。今後もこの理念を引き継ぐとともに、令和4年4月27日に文部科学省から示された通知を踏まえた支援教育を進めてまいります。

(2)児童生徒の「学びの場」の選択につきましては、学校では、適切な「学びの場」を本人や保護者とともに決定してまいります。学習環境の変化に対する不安や新しい支援体制の仕組みに対する疑問が必ずしも払拭されていないことを踏まえ、令和5年度、令和6年度の2年間は、個別の状況に十分配慮しながら弾力的・段階的に対応することとし、2学期に再度就学相談を実施してまいります。併せて、市教委では、不安解消、疑問解消のため、保護者を対象とした「相談窓口」の設置や「巡回相談」を実施いたします。

17ページをご覧ください。

(3)より質の高い支援教育の環境整備につきましては、後ほどご説明いたします「今後の枚方市の支援教育について」(案)に基づき、令和5年度から通級指導教室の全校設置や特別支援教育支援員の配置など教育環境の整備に努めてまいります。併せて、適切な個別の教育支援計画を作成できるよう、ICTを活用した教育ソフトを導入することを含め教員研修の充実に取り組み、より質の高い支援教育を実施することで、児童生徒一人ひとりの多様な幸せ(well-being)の実現をめざしてまいります。

「2. 内容」につきましては、21ページ「今後の枚方市の支援教育について」(案)をご覧ください。

まず、支援教育にかかる「1. 背景」としまして、(1)インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、「障害のある子どもと障害のない子どもが「可能な限り同じ場でともに学ぶ」

ことと「自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが重要」とされています。

22 ページをご覧ください。

このことをシーソーの図で示しますと、インクルーシブ教育をめざすにあたりましては、左側の「可能な限り同じ場でともに学ぶ」ことと右側の「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導」がバランスよく釣り合っていることが大切であり、このことから、今回の文科省通知では、「支援学級での授業時数を週の半分以上」とすることや、自立活動を充実することなどが改めて求められることになりました。

23 ページをご覧ください。

本市の現状を同じようにシーソーの図で示しますと、「可能な限り同じ場でともに学ぶ」ことにつきましては、十分に実施できておりますが、一方で、「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導」については、支援学級での授業時間数が1日1時間程度となっていることや、自立活動が週に1回程度と課題が見られるところです。

24 ページをご覧ください。

ここで、改めて、本市の支援教育の現状と課題をご説明いたします。

1 点目としまして、支援学級数の急激な増加です。平成 29 年度と令和 4 年度を比較しますと、239 学級から 378 学級となっており、5 年間で 139 学級増加しています。

2 点目としまして、支援学級で受けている平均授業時数は、小学校で週当たり 8.4 時間、中学校で 6.9 時間となっております。また、週当たり、5 時間程度の児童生徒の割合は、小学校で 17.7%、中学校では、50%となっております。

3 点目としましては、支援学級において、算数、数学や国語といった教科のみを学んでいる現状がございます。

4 点目としましては、通常の学級における学習活動として「交流」のみに重点が置かれている現状がございます。

5 点目としましては、一人ひとりの障害の状況を的確に把握した上での、課題に応じた支援が十分でない状況がございます。

25 ページをご覧ください。

6 点目としましては、学習指導要領には「各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたりするなどして、教育課程を編成すること」と記載がありますが、下学年の学習内容の履修割合は、支援学級在籍児童生徒全体のうち、小学校 14%、中学校は 26%となっております。この数値は、支援学級に在籍している知的障害学級在籍の児童生徒のみの割合ではなく、自閉症・情緒障害学級等も含めた全体の割合となっております。

7 点目としましては、支援学級での時間の大半が教科の補充学習となっている点です。

8 点目としましては、自立活動を週あたり 1 時間程度しか実施できていない状況がございます。学習指導要領では、支援学級においての教育課程について次のような記載があります。「特別支援学級において実施する特別の教育活動は、次のとおり編成するものとする。ア. 障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部、中学部の学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること」という記載がございます。

9 点目としましては、教員の経験や指導力に差が生じている点です。

10 点目としましては、改善が必要な具体的な例として、文科省は、「学びの場の選択肢を本人及び保護者に説明していない」と事例をあげていますが、本市におきましては、通級指導教室が小学校 12 校 13 教室、中学校 2 校 2 教室しかないため、保護者への説明及び、適切な学びの場の選択が困難な状況でございます。

26 ページをご覧ください。

このような現状と課題を踏まえまして、今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を充実させることで、「ともに学びともに育つ」教育を大切にしながら、子どもたちが「多様性」を認め合い、「自分にぴったりの学び方」を身に付けてもらうことをめざします。そのようなことが、居心地の良い学校となり、結果として「不登校の未然防止」にもつながり、子どもの「自立」、そして、「一人ひとりの多様な幸せの実現」が図られるものと考えています。

27 ページをご覧ください。

次に、「3. 令和 5 年度に向けた就学相談の状況」についてご説明いたします。

まず、表の一番右端をご覧ください。「検討中」の欄ですが、迷っている、決められない、または今年のままがいいとされた方の割合は、小学校では、7.1% (142 人)、中学校では 7.4% (48 人) となっています。この「検討中」については、懇談する中で、検討中ではあるけれども、懇談時点で、支援学級若しくは通級指導教室に、少しでも可能性が高い方いずれかを選択した場合、この表のいずれかにカウントしておりますが、同時に検討中の欄の人数としてもカウントしている場合がございます。また、この就学相談のチェックリストの中に「迷っている、決められない」という欄を設けておりませんでしたので、実際には検討中の人数には含まれていない方も多い可能性があります。したがって、改めての就学相談が必要と考えています。続きまして、左から 2 項目目の「支援学級在籍」ですが、令和 5 年度の支援学級数は小学校では 44 学級減の 237 学級見込み。中学校は、7 学級減の 90 学級の見込みです。その右横、「通級指導教室利用」は、小学校で、48 教室増の 61 教室、中学校で 20 教室増の 22 教室の見込みです。次にその右横ですが、現在は通常の学級に在籍で次年度から支援学級に在籍見込み児童生徒数は小学校で 102 人、中学校で 26 人となっております。さらに、その右横、現在は支援学級に在籍で次年度から通級指導教室を利用見込み児童生徒数は現在の支援学級在籍者のうち、小学校では 12.8%、259 人、中学校では 25.1%、163 人となっております。また、次年度、自分の学校に通級指導教室が設置されることで、現在は、通常の学級に在籍ですが、次年度は通級指導教室を利用見込み児童生徒数は、小学校 281 人、中学校 71 人となっております。

28 ページをご覧ください。

こちらは、先ほどの表の読み取りを文章化したスライドになります。

29 ページをご覧ください。

以上のことを受けまして、今後の進め方につきましては、これまで、本市が大切にしてきた「ともに学びともに育つ」という理念はそのままに、子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる仕組みを整備することを目的に、進めてまいります。

30 ページをご覧ください。

方針につきましては、冒頭お伝えさせて頂きましたとおり、令和 5 年度、6 年度の 2 年間は、

弾力的・段階的に対応してまいります。

31 ページをご覧ください。

具体的には、現時点で、「学びの場」の選択または変更が困難な児童生徒については、令和4年度までと同様の「学びの場」における支援の継続も可能としてまいります。併せて、自立活動の内容の充実も図ってまいります。

32 ページをご覧ください。

そのため、令和5年度から自校通級指導教室を各校に設置するとともに、特別支援教育支援員の配置など、必要な教育環境の整備に努めてまいります。

33 ページをご覧ください。

また、令和7年度までに新たな「学びの場」への移行ができるよう、引き続き、必要な情報提供や就学相談を実施し、併せて、市教委に相談窓口を設置して、希望する保護者には指導主事が各校に出向き、管理職等とともに一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応を行う巡回相談を実施してまいります。

34 ページをご覧ください。

また、学校における支援教育のさらなる質的向上を図る必要があることなどから、ICTを活用した教育ソフトを導入することを含め、教員研修の充実にも取り組んでまいります。

35 ページをご覧ください。

当面の対応といたしましては、①学校・保護者への説明、②再度の就学相談の実施、③専用相談窓口の設置、④教員研修の実施を行ってまいります。

36 ページをご覧ください。

令和5年度からの必要な環境整備としましては、(1)通級指導教室を全校に設置いたします。すでに設置している通級指導教室と区別するため、「枚方版支援教室」という名称といたします。

37 ページをご覧ください。

(2) 特別支援教育支援員を配置し、通常の学級での発達障害等がある児童生徒に対する学習上のサポートを行ってまいります。これは、今年度は支援学級に在籍していて、次年度以降通常の学級に在籍しながら、通級指導教室を利用する児童生徒の数が増えると見込まれるため、新たに配置するものでございます。

38 ページをご覧ください。

(3) 教育ソフトを活用し、自立活動の充実も含めて個別最適な指導を実現してまいります。

39 ページをご覧ください。

今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

40 ページをご覧ください。

40 ページ以降は、参考資料といたしまして、自校通級指導教室「枚方版支援教室」や、自立活動などについて掲載しております。

17 ページにお戻りください。

「3. 今後の予定」につきましては、8月中旬に学校への周知、保護者へのお知らせ、10月～12月に必要に応じて2回目の保護者就学相談の実施、11月に教育子育て委員協議会の開催、12月に障害のある児童生徒の全ての所属学級を決定してまいります。

そして、令和5年4月から令和7年3月で弾力的・段階的な支援教育を実施し、令和7年4

月には、より質の高い「枚方市の支援教育」を実現してまいります。

18 ページ、「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりです

「6. 事業費・財源及びコスト」につきましては、通級指導教室教員 54 人の人件費として、3 億 3048 万円を現在のところ、見込んでおります。なお、通級指導教室の教員につきましては、学校ごとの児童生徒数により、府からも配置がございます。

また、現在、全国的にも教員の不足が深刻な状態であるため、教員の確保につきましては、市独自の少人数学級編制、ダブルカウントなど、様々な加配措置の見直しを含めて検討してまいります。

19 ページをご覧ください。

特別支援教育支援員の人件費につきましては、通年任用として、小中 63 人分で 1 億 6,663 万 5 千円、短時間任用として、小学校 44 人分で 9,182 万 8 千円を見込んでおります。

また、支援教育の環境整備費として、2,340 万円を見込んでおります。

なお、事業費につきましては、今後、最終的な就学相談の結果や府の措置等により変動することがございます。

以上、簡単ではございますが、「今後の枚方市の支援教育について」のご説明といたします。

○尾川教育長 それでは、ここで 1 時間経過いたしましたので、5 分程度休憩をとりたいと思います。ただいま 11 時 12 分になりますので、11 時 17 分に再開します。換気をお願いします。

(休憩)

○尾川教育長 教育委員会協議会を再開します。先ほど説明のありました案件 3 につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。谷元委員。

○谷元委員 まず、初めに確認しておきます。令和 4 年 4 月 27 日付け文部科学省通知では、令和 3 年度に文部科学省が一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習の時間として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例が明らかになったとして、これまで文部科学省が示してきた特別支援学級及び通級による指導について、内容をより明確化したうえで改めて周知されました。

この通知に照らし合わせて、これまで枚方市が進めてきた特別支援学級及び通級による指導については、どのような課題があると考えていますか。

○尾川教育長 齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 文部科学省が指摘しております「個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて、算数、数学や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている」ことや、「「自校通級」「他校通級」「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない」といった状況につきましては、枚方市にもあると認識しております。

また、自立活動の時間が週に 1 時間程度しか実施できていないことや、通級指導教室が小学校 44 校中 12 校、中学校 19 校中 2 校にしか設置できていないという課題がございます。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 この 5 年間で枚方市の小中学校の支援学級数は 1.6 倍に急増し、障害のある児童生

徒の教育的ニーズも多様化しています。このような状況の中、齋藤児童生徒支援課長から示していただいた支援学級及び通級による指導に関する課題を解消していく必要があると考えます。

これまで枚方市で支援教育を進めてきた先生方には、児童生徒や保護者の思いを受け止め、一人一人に適した支援を実践してきているという思いがあるはずです。今後、枚方市が進めていく支援教育も、これまでどおり全ての子どもたちが地域でともに育ちあう「ともに学び、ともに育つ」という理念を最も大切にし、そのうえで障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通級指導教室の全校設置や特別支援教育支援員の配置など、より質の高い支援教育の環境整備を進めるものであるということ、あらためて現場の先生方に伝え、共有することが必要であると思います。

また、教育委員会事務局では、全ての先生方にICTや教育ソフトも活用しながら、今後の枚方市の支援教育についての説明、支援教育の充実を図っていくための自立活動、通級指導に関する研修を行う予定であると聞いています。私は、校長先生、教頭先生、担任の先生をはじめ全ての先生方が障害のある子どもの状況を理解し、保護者とも同じ方向を見て支援を進めることが最も大切なことだと考えています。先生方には、ご苦労をおかけいたしますが、障害のある子どもたちのため、より質の高い支援教育の実現のため、よろしくお願ひしたいと思います。

○尾川教育長 ほかにご意見、ご質問等ありますか。近藤委員。

○近藤委員 私からの意見を述べさせていただきます。今回の枚方市の支援教育のさらなる充実につきましては、これまで教育委員会において、教育政策会議や教育委員会定例会の中で議論を重ねて、本日提案されている方向性を得ることとなりました。

ただし、これから進めようとしている支援教育のさらなる充実のためには、全小中学校への自校通級指導教室の設置に伴う担当教員の確保、特別支援教育支援員の配置、施設の一部改修やICTを活用した教育ソフトの導入など教育環境の整備など莫大な予算執行が伴います。市議会をはじめ市民のご理解を得たうえで、市長部局とも十分連携しながら進めていく必要があります。

教育委員会事務局におきましては、この取り組みの大切さを、広く市民の皆様にわかりやすくお伝えするとともに、国や府に対しまして、引き続き教員の定数配置や財源確保について働きかけていただくよう何卒重ねてよろしくお願ひいたします。

○尾川教育長 ほかにご意見、ご質問等ありますか。橋野委員。

○橋野委員 私は、保護者の視点から意見を述べたいと思います。

児童生徒の適切な「学びの場」の決定については、子どもたちや保護者の学習環境の変化に対する不安などを踏まえて、令和5年度、6年度の2年間は、個別の状況に十分配慮しながら弾力的・段階的に対応することといたしました。

また、2学期に再度就学相談を実施するとなりましたが、就学相談について先生方をお願いしたいことがあります。それは、保護者に寄り添って、しっかりお話を聞いていただきたいということです。私は、支援が必要なお子さんがいらっしゃる保護者から支援学級入級に関して相談を受けたことがあります。子どもに障害があるということを受け入れて、必要な支援を考えるとすることは、子どもにとっても保護者にとっても大きな不安を伴うものだと感じました。

今回の「学びの場」の決定についても同じことが言えると思いますので、どうぞよろしくお

願いたします。そこで、1点お伺いいたしますが、今後の保護者への説明はどのように実施されるのかお聞かせください。

○尾川教育長 齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 「今後の枚方市の支援教育について」の方針確定後、速やかに、教育委員会より保護者あてのお知らせ文を、学校を通じてお渡しいたします。

また、就学相談にあたりましては、学校において丁寧に対応していただくこととなりますが、教育委員会といたしましても相談窓口を設置するとともに、希望する保護者には指導主事が各校に出向く巡回相談を実施するなど、引き続き保護者に対して、必要な情報提供や就学相談を実施してまいります。

○尾川教育長 橋野委員。

○橋野委員 ありがとうございます。学校においても教育委員会においても、保護者に寄り添った丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 ほかにご意見、ご質問等ありますか。中西委員。

○中西委員 私からは、自立活動についてお伺いしたいと思います。文部科学省は、「一部の自治体において、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない」と指摘されています。また、枚方市においても、支援学級の自立活動が週に1時間程度しか実施できていないという課題が示されています。そこで、「自立活動」とはどのような活動で、具体的にどのような指導がされるのか確認いたします。

○尾川教育長 齋藤児童生徒支援課長。

○齋藤児童生徒支援課長 学習指導要領におきましては、支援学級における自立活動また通級指導教室における自立活動について、自立活動の目標を「個々の児童又は生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」とされております。これは、様々な法令、例えば学校教育法施行規則第740条の規定による特別の教育課程について定めるところに基づいて学習指導要領に記載されています。

また、具体的には、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6区分、27項目の中から個々の児童生徒が必要とする項目を選定して指導することとなります。

なお、「今後の枚方市の支援教育について（案）」の42ページから44ページに自立活動について、支援例や教材例を掲載しております。

○尾川教育長 中西委員。

○中西委員 ありがとうございます。支援が必要な児童生徒にとって、自立活動は大切な活動です。そのことを学校と保護者でしっかり共有し、支援が必要な一人一人の児童に適切な支援ができるように、自立活動の充実をよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 先ほど齋藤児童生徒支援課長から説明のあった自立活動の支援の例、42ページから44ページの自立活動についてもう一度紹介してもらえますでしょうか。

○齋藤児童生徒支援課長 42ページをご覧ください。

こちらは、多動傾向等であるADHDの場合を記載しており、小学校の低学年のとき通級指導教室、中学年も通級指導教室で、高学年で通常の学級のみといった児童の例を示しております。

す。Aくんの課題としましては、低学年のときは、教室内を立ち歩いてしまうなど、落ち着かない様子があり、集中力が切れると授業中でも立って歩いてしまうところを課題としたときに、学校での支援の方法として、45分の活動の流れを示した手順表であるとか、授業の中で実物を具体的に見せることで児童が意欲的に授業に参加し内容の理解が進むようになったものでございます。

また、低学年のときに、授業の途中でリ・スタート、仕切り直しを入れたり、身体活動を取り入れた学習活動を可能な限り取り入れたりする中で、中学年では、学習環境や授業の展開等を工夫することで、教室内での落ち着きが一定出てきたけれども、お友達との言い争いが増えました。そこで、学校の支援の方法としまして、教科の内容はおおむね定着しているけれども、お友達の心情を推察することが苦手なので、国語の登場人物になりきったり、適切な言い方で気持ちを伝える学習を行っていました。

高学年になりまして、授業中に落ち着いてお友達と学習することもできるようになり、積極的に自分の意見を発表する、また先生方の図りもあってなのですが、自己肯定感も高めることができるようになりました。

この児童に関しては、通級指導教室を活用したことで、それまで困った場面があっても、どう対処したらいいのかが分からなかったのですけれども、通級指導教室での自立活動、4年間の学習を通じて行動上の課題を、児童自身が理解して克服しようとする場面がでてきた、解決できない場合は、自ら先生や友達に助けを求めることができるようになったという例を記載しております。

次の43ページをご覧ください。

こちらは教材の例ですけれども、コミュニケーションに課題がある子どもがこういったすごくトークングというものを使っています。枠は決まっていますが、年齢や季節に応じて内容を変えて楽しめるような教材となっております。また、人間関係ができていないときに本教材を使って、ゴールすることを目的に、ゲームをしながらたくさんお話をしてお友達のことをわかることができる教材となっております。

また、その横も、さいころを振って出た色のお題に沿った話をする教材で、苦手なお題であれば、再度さいころを振ってもいいというものになります。例えばお題をカラー6色×2パターン、2学期の始めには休み明けの話題になりそうなお題を書いたカードを使って、自立活動にしている教材の例です。

また、44ページの教材につきましては、トレーニング名「色か絵か」という「コグトレ」と呼ばれるものです。これは、例えばサッカーをしていて、味方と敵の判断が難しい子どもに使っております。この指導のポイントとして、まずは色と絵を、分けていきます。覚えて慣れてきたら、色と絵を混ぜていき、スピードを上げてすぐに判断できるように練習します。これは写真では、赤色で牛さんの絵があるのですが、絵と動きということで、例えば牛さんのマークを先生が言ったら、ゆっくり歩く。次に青色が出てきたら、ちょっと跳びはねる。黄色の「き」のマークを先生が出したら、止まるというように、色と絵を使って楽しんで取組みを行うものです。

次に、「色か文字か」ということで、不注意な子どもや衝動性が高い子どもに対して、こういったものを使って、塗られている色を順番に言っていきます。文字は赤と書いているのですが、

青色になっていたり、黄色と書いているのですが赤色の文字で黄色となっていたりします。子どもたちは、色ではなくて、書かれている文字を読んでしまったり、苦手な言葉はちょっと苦戦したりします。これは色を言ったり、文字を言ったり、いろんな使い方ができます。一部ですが、自立活動の例を示しています。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのほかはよろしいでしょうか。

今回の件に関しましては、本日いろいろご指摘いただいた点、それから冒頭で政策の背景等で説明させていただいた点を含めて、支援教育の質を高めていくという方向で、しっかりと検討していくということがメインになっております。

きっかけになったのは、文科省の通知ではありますけれども、子どもたちの学びをしっかりと高め、社会的な自立をめざしていくというような仕組み、システムとして、この支援教育のシステムをしっかりと充実させていくというのが、今回の一番大きなポイントだと思っております。

ただ一方で、5月等の保護者等への説明が不十分であったというところにつきましては、私としても反省をしておるところで、今回の2年間の弾力的な対応については、しっかり教職員にも改めて理解をしてもらいながら、また、保護者の方にもしっかりと理解していただけるように、十分に時間を取って、再度の就学相談をしたり、この後の2年間も含めて保護者の方と児童生徒本人、それから学校、教育委員会がしっかりと連携を取っていくようにしたりことが、一番重要なことではないかと考えております。

本件に関しましては、教育子育て委員協議会にも諮りまして、その後、方針を決定してまいりますけれども、今後もしっかり様々なご意見等を踏まえながら、質を高めていくという基本的なところは、逃がさないようにしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、本件に対するご意見、ご質問もこの程度にとどめたいと思います。

○尾川教育長 続きまして、案件4について説明をお願いいたします。交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 それでは、案件「総合型放課後事業実施に向けた今後の取り組みについて」ご説明させていただきます。

45ページをご覧ください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」でございますが、これまでの国や本市の児童の放課後対策に関する計画等をもとに、令和4年3月に「総合型放課後事業実施プラン」を策定し、令和5年度から全小学校で実施する「総合型放課後事業」の取り組みを進めてきました。

実施プランでは、安定した運営を確保するため、民間活力を活用し、直営22校、委託22校で実施することとしています。

つきましては、令和5年度からの総合型放課後事業の実施に向け、受託事業者の選定手続きの具体的な内容やスケジュール等を報告するものです。

また、総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用した児童の入退室管理システム等を導入し、児童の安全対策や保護者の利便性の向上、職員の業務改善を図るものです。

総合型放課後事業の「イメージ」につきましては、図のとおり「放課後オープンスクエア」と「留守家庭児童会室」を一体的に実施することによって、全ての児童を対象とし、平日及び

三季休業期や土曜日においても、児童の居場所を確保することや、小学生の放課後自習教室は放課後オープンスクエアの中で取り組んでいくこと、枚方子どもいきいき広場においては引き続き実施していくことを示しています。

次に47ページ「2. 総合型放課後事業の運営について」でございますが、(1) 先行実施4校の総括について、まず「目的と実施校選定理由」を記載しております。「総括」といたしましては、放課後オープンスクエアや留守家庭児童会室を委託と直営ごとにまとめています。その中で特に委託について、平均出席率は委託校がより高くなっているほか、事業者に対する満足度は、肯定的な回答が72.1%と大半を占めていました。運営状況に関して、担当課による現地視察を行い、概ね仕様書に沿った運営が進められ、子どもたちも落ち着いていたことから運営状況は良好であることを確認しました。また、職員配置も基準に基づき必要な配置がされており委託、直営とも同様な運営を行っていることが確認されました。

48ページをご覧ください。

(2) 委託校の選定について「①直営と委託の割合」につきましては、実施プランでは、人材確保については、労働人口の減少や全国的な保育需要の高まりなどから、本市においても大きな課題となっており、運営委託の推進や、職員の業務改善、ICTの活用等を総合的に勘案した上で実施することとしています。安定した運営を確保するため、令和5年度は直営22校、委託22校とし、今後の比率については、保育需要等も見極めながら検証を行うこととしています。「②委託校」につきましては、この間取り組んできた先行実施を参考に、4つのエリアに分けた上で、それぞれ小規模校・大規模校のバランスや、公共交通機関等の利便性、運営のしやすさ、今後の児童数の増減等を考慮して決定しました。具体的な委託校・直営校は資料1により、後ほど説明をさせていただきます。

49ページをご覧ください。

「③委託期間」につきましては、受託事業者からの聞き取り内容などから、安定した事業運営が図られるよう、期間をできるだけ長く、5年間としております。「④委託方法」につきましては、より多くの事業者に参画してもらえよう、4つのエリアに分けて委託数の規模を1ブロック5、6校として仕様の検討を進めます。「⑤選定審査会の開催」につきましては、選定にあたり、事業計画書の妥当性等を総合的に評価するため、「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に諮問を行い、選考の上、答申をもとに決定いたします。

50ページをご覧ください。

「3. 児童の入退室管理システムの導入について」でございますが、総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用し、対象が拡大する児童の入退室時間の管理や入退室時刻を保護者へメール通知するほか、欠席連絡や連絡帳入力をシステムで行うことで、児童の安全対策や保護者の利便性の向上と職員の業務改善を図るものです。導入スケジュールは令和5年1月から留守家庭児童会室に機器等の導入やシステムの設定を行い、令和5年4月から運用を開始します。入退室管理システムの活用イメージについては後ほど資料3でご説明いたします。

また、現在、窓口で受け付けている留守家庭児童会室の入室申込等についても、保護者の利

便性の向上を図るため、オンライン申請の導入を進めます。

51 ページをご覧ください。

次に「4. 実施時期等（今後のスケジュール）」につきましては、今後は9月定例会に補正予算案を提出、9月の教育委員会定例会に諮問案を提出し、10月から11月に委託事業者選定審査会を行い、12月に委託事業者を決定します。保護者へは10月に事業の周知を行った上、事業者が決定した際に事業内容の説明を行います。また、令和5年1月には、児童の放課後対策審議会、2月の教育委員会定例会・協議会、教育子育て委員協議会に事業内容の報告を行います。その後、2月から3月にかけては、事業者との引継ぎ保育を行い、4月から全小学校で総合型放課後事業を開始するものです。

52ページの「5. 総合計画等における根拠・位置付け」、「6. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりです。

次に53ページの「7. 事業費・財源及びコスト」につきましては、「(1) 委託に係る事業費」として9月定例会に補正予算案を提出します。

5年間の総額が30億3,127万8千円で、内訳としては、総合型放課後事業委託料の5年総額が債務負担として30億1,600万円で年間当たりは6億320万円となります。引継ぎ保育に係る委託料は1,504万円で、令和5年2月・3月の2か月分となります。その他に選定審査会の委員報酬23万8千円となります。

5年間の委託に係る財源については、留守家庭児童会室経費には国、府の支出金が事業費の3分の2、放課後子ども教室経費には国の支出金が事業費の3分の1が充たる予定です。また、留守家庭児童会室経費には保育料も歳入となることから、一般財源は9億9,681万5千円となります。また「令和5年度総合型放課後事業にかかる総事業費」を委託と直営に分けて記載しているほか、「令和4年の運営事業費」として、留守家庭児童会室と先行実施4校の放課後子ども教室と校庭開放の事業費を記載しております。

54ページの「(2) 入退室管理システム導入経費」につきましても、9月定例会に補正予算案を提出します。総事業費は令和5年1月から令和8年9月まで、7,864万1千円となり、支出内訳としまして、令和5年4月から令和8年9月までの債務負担として、システム使用料、通信費の総額が6,368万6千円となります。また、令和5年1月から令和5年3月までのシステム使用料と通信運搬費、タブレット等の導入経費として1,495万5千円となります。いずれの事業費においても、国府支出金が事業費の3分の2に充たる予定であり、一般財源は2,621万5千円となります。

参考として、1校あたり1年間で41万4千円、1か月では1校あたり3万4千5百円となり、内訳はシステム使用料1万8千円、通信費が1万7千円となります。

次に、55ページの資料1「委託校選定について」でございます。委託校につきましては、市内を4ブロックに分けて、各ブロック5校から6校を委託校としています。委託校選定の考え方としましては、4つのエリアでの小規模校・大規模校のバランス、公共交通機関等の利便性が高い学校、児童会専用室と借用教室学校の位置関係など運営のしやすい学校などの状況を考

慮して選定したものです。なお、目安として委託校選定の主な理由を学校名の横に項目の記号として示しています。

次に 56 ページ、資料 2 「令和 4 年度留守家庭児童会室の入室状況について」でございます。児童数の参考資料として添付しておりますが、これにつきましては、令和 4 年 4 月 1 日時点での入室状況であり、約半分の 23 校で定員を超えた弾力的運用により受け入れを行ったものの、待機児童が発生している状況です。令和 3 年度までは、1 月末までに入室申し込みのあった入室資格を有する児童は、全て受け入れしておりましたが、今年度はその時点から待機が発生しており、6 月末時点においても 69 人と例年より多い人数となっています。このため、夏休みの長期休暇の前に 69 人全員に他校区の児童会室も利用していただけることをご案内させていただき、6 人の方が夏休みのみ、他の児童会室を利用されています。また、現在の待機児童数は 27 人となっており、今後、夏休みが明けるとさらに減少すると思いますが、対応策として、引き続き職員の採用試験を毎月継続することや、待機のある児童会室と調整を行い、早期の待機解消をはかってまいります。

次に 57 ページ資料 3 「入退室管理システムの活用イメージ」でございます。

放課後オープンスクエアや留守家庭児童会室に子どもが入室すると、児童が紙に印刷した QR コードを専用のタブレットにかざして入退室の受付を行います。それが、保護者にアプリやメールでお知らせする機能となっております。また、保護者が欠席連絡や帰宅時間をスマホで入力することにより、そのデータと子どもの入室状況が一覧となりますので職員が一目で児童の入退室管理ができ、児童の退室予定時間や児童がまだ入室していない、その他、留守家庭児童会室にいるのか、放課後オープンスクエアにいるのかがわかる仕組みとなっております。子どもたちが放課後オープンスクエアや児童会室を出た後は現行の「OTTADE！」で家庭までの帰宅位置を把握し、児童の見守りをしっかりと行うものです。説明は以上でございます。

○尾川教育長 この件についてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。谷元委員。

○谷元委員 53 ページにあります《参考》■令和 5 年度総合型放課後事業に係る事業費（試算）で、直営と委託、どちらも 22 校ですが、1,300 万円の差があるようですが、どのような違いがあるのか教えてください。

○尾川教育長 交久瀬放課後子ども課長。

○交久瀬放課後子ども課長 委託にかかる経費につきましては、過年度における事業に要した経費を参考に見積上限額を定め公募を行っています。今回の事業費につきましても、これまでの先行導入の実績や事業者からの聞き取り等から金額を算出したものであり、委託により一定の効果が見込めるものと考えます。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 来年度から実施される総合型放課後事業には、先ほど説明がありましたように、ICT を活用した児童の入退室管理システムを導入し、児童の安全対策や保護者の利便性の向上を図るということです。

先行導入 4 校の実施形態を参考に、全ての児童にとって望ましい放課後の実現と、時間、空間、いわゆる仲間の 3 間の充実とともに、子どもたちが自由に楽しく遊べる環境整備に努めていただくように、よろしく申し上げます。

○尾川教育長 そのほかいかがでしょうか。本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

○尾川教育長 それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了いたします。